佐渡市不用物品（発電機）売却実施要領

入れ替え等により、不用となった物品を、見積合わせにより売却します。購入を希望する方は、次の事項をご承知のうえ、参加してください。

1　売却対象の物品

売却対象の物品は次に掲げるものとします。見積書の提出の際には、最低売却価格以上の金額を記載してください。なお、長期間使用により、劣化・小傷等が見られますので現物をよくご確認ください。

※1　物品の搬出にかかる費用は落札者の負担となります。

※2　現状有姿での販売となっており、購入時の各機器の仕様、動作については現状であり、一切保証しません。落札後の取消し、引取り後の返却は不可能です。見積合わせに参加される方は必ず現物をしっかり確認のうえ、慎重に見積書を提出してください。

● 対象物品

品名	デンヨー（株）製　防音型エンジン発電機 DCA-10ESX
取得年月日	平成２０年２月１８日
仕様	単相３線式 電圧：100V 又は 200V 出力：10kVA（60Hz）
使用燃料	軽油
燃料タンク容量	62L
総稼働時間	76 時間 30 分
重量	本体 503kg、自動始動盤 58kg
用途	・ケーブルテレビ事業におけるサブセンター(室内)の非常用電源設備として利用 ・令和 7 年度まで稼働 ・平常時、毎週 1 回、10 分間の試運転を実施
最低売却価格	250,000 円（税抜）
備考	・保管場所：佐渡市 佐渡市宮川甲 421 番地 23 ・連絡先：佐渡市デジタル広報課 （電話：０２５９－６３－５１３９） ・本体と自動始動盤、どちらも引き取ること ・取扱説明書あり

２ 参加者に必要な資格に関する事項

見積合わせに参加できる方は、物品の契約予定者となった後、直ちに売却代金を納付し、当該物品を引き取ることができる方で、次のいずれかに該当する方とします。

・佐渡市内に住民登録をしている１８歳以上の個人

・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）に記載された本店の所在地が佐渡市内にある法人

ただし、次のいずれかに該当する方は、見積合わせに参加できません。

（１）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する以下の者

①当該契約を締結する能力を有しない者

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（２）次のいずれかに該当する者

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③法人その他の団体であって、暴力団員が役員等となっているもの

④法人その他の団体であって、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの

⑤自己、自己の属する法人その他の団体又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

⑥暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑦暴力団員と生計を同一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

⑧その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（３）会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

３ 売却物品の公開（事前見学会）

次のとおり公開しますので、参加希望者は物品の確認をしてください。

（１）日時：令和８年１１月１７日（火）～令和８年１１月２０日（金）

午前９時から午後３時まで（午前１１時３０分から午後１時３０分を除く。）

（２）場所：佐渡市宮川倉庫（新潟県佐渡市宮川甲 421-23（旧サンアロー化成工場））
※物品を確認しなくても見積合わせには参加できますが、物品に関するすべての事項を了承されているものとみなします。
※確認の際には、予約が必要になりますので、事前に総務部デジタル広報課までご連絡ください。
電話０２５９－６３－５１３９

４ 見積合わせ参加申込の受付期間
（１）受付期間：公告の日から令和８年１１月２６日（木）午後５時まで（郵送の場合は必着）
（２）提出先 〒９５２－１２９２
新潟県佐渡市千種 232　佐渡市役所総務部デジタル広報課
（３）提出方法：郵送（書留または簡易書留）、電子メール又は持参による。
書留または簡易書留以外の郵便により提出した場合は、輸送中の事故や遅延等により、申請者に何らかの不利益が生じても一切異議を申し立てないものとします。
なお、期限までに見積合わせ参加申請書を提出しない者、又は提出書類に不備がある者は見積合わせに参加することができません。
（４）提出書類
①個人で申請する場合
ア 見積合わせ参加申請書
イ 誓約書
②法人で申請する場合
ア 見積合わせ参加申請書
イ 誓約書
ウ 法人の履歴事項全部証明書（発行後３か月以内のもの。写し可。）
（５）審査結果の通知
見積合わせ参加申請を審査後、「見積合わせ参加資格確認通知書」等、見積合わせに必要な書類を電子メールにて送付します。

５ 見積合わせの方法
〇見積書の提出方法
（１）見積書の提出は、郵送（書留または簡易書留）又は直接持参によるものとします。
受付期間：令和８年１１月２７日（金）から令和８年１２月４日（金）午後５時まで（郵送の場合は必着）

提出先 〒９５２－１２９２
新潟県佐渡市千種 232　佐渡市役所総務部デジタル広報課

（２）見積書に記載する金額は、税抜価格を記載してください。なお、必ず最低売却価格以上の金額を記載してください。

（３）契約保証金は免除とします。

〇見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とします。

（１）見積合わせに参加する資格を有しない者が提出した見積書

（２）記名押印のない見積書及び金額を訂正し、その箇所に押印のない見積書

（３）同一人の同一事項に対する２通以上の見積書

（４）必要な記載事項を確認できない見積書

（５）最低売却価格に達しない見積書

（６）提出期限を過ぎて提出された見積書

６ 見積合わせの執行及び契約予定者の決定

執行日時：令和８年１２月７日（月）午前９時から（非公開）

有効な見積書を提出した者のうち、最低売却価格以上で最高価格の者をもって契約予定者とし、契約予定者には電子メールにて契約予定者となった旨を通知します。なお、最高価格の見積提出者が 2 名以上の場合は、この契約事務に関係のない職員にくじを引かせて契約予定者を決定します。

なお、契約予定者決定後の契約辞退は、原則として認めません。

契約予定者と契約予定金額を公開することがあります。あらかじめご了承ください。

７ 契約の締結

契約締結は契約予定者決定通知の日から７日以内とします。

契約金額は契約予定者が見積書に記載した金額にその金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。

売買代金の納入は、佐渡市が発行する納付書により契約締結後 15 日以内に全額を納入していただきます。売買代金の分納は原則認められません。

８ 物品の引渡し

引渡し方法は現状渡しとなります。売却物品の所有権は、売買代金を完納したときに移転するものとします。

また、契約者は次の期限までに物品を搬出してください。その際に受領証を提出してください。

物品の搬出期限は、令和９年２月１２日（金）の午後５時までとします。

９ 注意事項

契約者は、売買代金を納入後、物品の種類、品質に関して本実施要領に適合しないことを理由として、不足分の引渡し、売買代金の返金または損害賠償の請求をすることができません。

参加しようとする方は、本実施要領に記載された事項をよくお読みください。

本実施要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、佐渡市財務規則の定めるところにより処理します。